

小作争議調査表

No. 94

(昭和八年十二月分)

場 所	企救郡企救町猿田横代	
	地 主	小川 以漢 外三名
關 係 人 員	小 作 人	竹 收 元 次 郎 外三名
地 主 關 係 團 体	+	+
原 因	小作人日昭承七年度、收穫減下理由は小作料五割減要求に在り地主日昭と一全額と 密不許に以て全農争議部長依保高の座移し一酒停方申請せり。	
要 求 事 項	九月三日、小作調停申請 十月十四日、企救町役場に於て 第一回調停委員会開催に於て 此地主側は三割三半減、酒停 に在り小作人側は四割七半減と 同格に議せり 五日、方面調停委員会開催 、按双方互譲し下交渉件 解決す。	
經 過	一、昭和八年九月二八日 昭和八年十二月二日	
結 果	一、昭和八年九月二八日、四割七半 減に決せり。	

月報第 一 二 八 号

財團 協調會 福岡出張所

備
考

此等地主が政府より外四久久
小作人に対し極力不況條件に
て解決方を急迫の故第一
期解決す
十月一日、非非解決の若くはし
第一回の委員会開催、小作
労め台を為下りて月情解決
せり。

小作用地と他贈付す、竹田地主の承
継と傳へり
十月十日、方面調停委員会開催、酒停
一、昭和七年度、米小作料二割減とし中村
新一郎、竹中、八、百、人、百、連、其他、
五、七、年、々、議、を、以、て、制、入、す、と、
二、將、来、不、作、の、場、合、に、行、農、令、の、可、決、に、一、性、と、
三、年、直、納、の、期、限、を、一、日、三、日、限、り、と、す、
五、一、天、候、不、順、其、他、の、理、由、に、依、り、延、期、の、生、
下、の、場、合、は、地、主、に、申、出、承、諾、を、得、と、
無、所、以、不、納、の、場、合、は、土、地、返、還、を、も、ら、
す、と、申、上、り、と、す、と、
昭和八年九月二八日、地主の深愛
様、に、場、合、は、争、議、と、全、免、す、と、
小、作、由、に、他、に、轉、付、の、場、合、は、地、主、の、承、諾、を、得、
十、月、十、日、方、面、調、停、委、員、会、開、催、停、停、
前、記、條、項、に、于、り、昭、和、七、年、三、割、三、半、減、に、
四、割、七、半、減、の、小、作、料、減、額、を、解、決、